

定 款

社会福祉法人 薄 光 会

社会福祉法人 薄光会 定 款

第1章 総則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(ア) 障害者支援施設の設置経営

(イ) 特別養護老人ホームの設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

(ア) 老人短期入所事業の経営

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ウ) 障害福祉サービス事業の経営

(エ) 地域活動支援センターの設置経営

(オ) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の経営

(カ) 相談支援事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人薄光会という。

(経営原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上ならびに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を千葉県富津市湊1070-3に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 7名

(2) 監事 2名

2. 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3. 理事長は、この法人を代表する。

4. 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係にある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第 6 条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。
3. 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第 7 条 理事は、評議員総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

2. 監事は、評議員総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。
3. 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第 8 条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによつては、支給しない。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第 9 条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によつて行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2. 理事会は、理事長がこれを招集する。
3. 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
4. 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
5. 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
6. 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
7. 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
8. 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
9. 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長職務の代理)

第 10 条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2. 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第 11 条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2. 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び千葉県知事に報告するものとする。
3. 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

2. この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
3. 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第13条 評議員会は、15名の評議員をもって組織する。

2. 評議員会は、理事長が招集する。
3. 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
4. 評議員会に議長を置く。
5. 議長は、その都度評議員の互選で定める。
6. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
7. 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
8. 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることはできない。
9. 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
10. 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2. 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則としてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第15条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2. 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 評議員は、再任されることができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の3種とする。

2. 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
3. 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
4. 公益事業用財産は、第27条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
5. 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に規定する別表に掲げるため、必要な手続きを取らなければならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、千葉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、千葉県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予 算)

第 2 2 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(決 算)

第 2 3 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後 2 月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2. 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
3. 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 2 4 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 2 5 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 2 6 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 5 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 2 7 条 この法人は、社会福祉法第 2 6 条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 地域生活支援事業（日中一時支援）

2. 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第 2 8 条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第29条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第31条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、千葉県知事の認可を受けなければならない。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第32条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、千葉県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第33条 この法人の公告は、社会福祉法人薄光会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第34条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	木村 秀男
理 事	鈴木 栄
〃	関口 七郎
〃	長岡 孝一
〃	岡本 文夫
〃	中村 満寿
〃	佐久間 昭

” 加藤 友一
” 石井 和己
監 事 山崎 幸男
” 山崎 照海

この定款は、昭和54年 9月27日より施行する。
この定款は、昭和58年 9月12日より変更する。
この定款は、平成 1年 6月15日より変更する。
この定款は、平成 3年 5月27日より変更する。
この定款は、平成 4年 7月 1日より変更する。
この定款は、平成 7年 4月 1日より変更する。
この定款は、平成 8年 2月16日より変更する。
この定款は、平成 8年 9月 1日より変更する。
この定款は、平成 8年12月 4日より変更する。
この定款は、平成 9年 6月16日より変更する。
この定款は、平成10年 6月25日より変更する。
この定款は、平成11年 1月 5日より変更する。
この定款は、平成12年 1月18日より変更する。
この定款は、平成12年 3月16日より変更する。
この定款は、平成13年 7月23日より変更する。
この定款は、平成13年11月12日より変更する。
この定款は、平成14年 5月20日より変更する。
この定款は、平成15年 3月31日より変更する。
この定款は、平成16年 3月 8日より変更する。
この定款は、平成17年 3月 8日より変更する。
この定款は、平成18年 9月21日より変更する。
この定款は、平成20年 3月28日より変更する。
この定款は、平成21年 1月30日より変更する。
この定款は、平成21年 3月19日より変更する。
この定款は、平成21年 6月30日より変更する。
この定款は、平成21年11月 6日より変更する。
この定款は、平成25年 3月28日より変更する。
この定款は、平成26年11月15日より変更する。

別 表

基本財産

1. 預 金 金1,000,000円

2. 土 地
 - イ. 三芳光陽園敷地 (7,262.79㎡)
 所在 南房総市上堀字籠田281-1. 280-1. 282-2. 282-1. 282-3
 [5筆]
 - ロ. 鴨川ひかり学園敷地 (4,637.34㎡)
 所在 鴨川市代字板田1284-1・1286合併. 1287-1. 1288-1.
 1291-6. 1296・1298合併. 1297. 1299.
 1300. 1282. 1284-2. 1301. 1285 [12筆]
 - ハ. 豊岡光生園敷地 (一部) (2,676.63㎡)
 所在 富津市豊岡字春地畑3525-1. 3527-3. 3527-6. 3526-1.
 3525-2. 3527-1. 3527-4. 3536-1.
 3536-3. 3535-4.
 富津市豊岡字下川又3516-1 [11筆]
 - ニ. 湊ひかり学園敷地 (5,308.53㎡)
 所在 富津市湊字日の谷934-18 [1筆]
 - ホ. ケアホームのどか敷地 (326.38㎡)
 所在 富津市湊字長町720-7 [1筆]
 - ヘ. 湊ひかり学園駐車場 (647㎡)
 所在 富津市湊字万所1004-1. 1006 [2筆]

3. 建 物
 - イ. 豊岡光生園園舎 鉄筋コンクリート2階建1棟 (一部鉄骨防火造) (2,093.67㎡)
 所在 富津市豊岡3535-1 家屋番号3535番1
 - ロ. 三芳光陽園園舎 鉄筋コンクリート平家建1棟 (1,834.51㎡)
 所在 南房総市上堀字籠田281-1 家屋番号281番1
 - ハ. 地域交流ホーム 鉄骨防火構造2階建1棟 (185.25㎡)
 所在 富津市豊岡3524-1 家屋番号3524番1
 - ニ. 鴨川ひかり学園園舎 鉄骨鉄筋コンクリート平家建1棟 (552.24㎡)
 所在 鴨川市代字板田1288-1 家屋番号1288番1
 - ホ. 湊ひかり学園園舎 鉄筋コンクリート平家建1棟 (782.61㎡)
 所在 富津市湊字日の谷934-18 家屋番号934番18
 - ヘ. ケアホームCOCO 木造スレート葺2階建1棟 (198.20㎡)
 所在 富津市海良字北海道92 家屋番号92番
 - ト. ケアホームMOMO 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建1棟 (240.64㎡)
 所在 富津市豊岡3753-1、3752-1 家屋番号3753番1の3
 - チ. ケアホームのどか 木造合金メッキ鋼板葺平家建1棟 (109.20㎡)
 所在 富津市湊字長町720-7 家屋番号720番7
 - リ. ケアホーム勝手の家 木造スレート葺平家建1棟 (100.88㎡)
 所在 富津市豊岡字堀切3753-1 家屋番号3753番1の1
 - ヌ. 豊岡光生園第二作業棟 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建1棟 (79.29㎡)
 所在 富津市豊岡字春地畑3535-1、3535-1地先、3526-1
 家屋番号3535番1 附属建物

社会福祉法人 薄光会

定款細則



社会福祉法人薄光会定款細則

第 1 章 総 則

(定款細則の目的)

第 1 条 この定款細則（以下、「細則」という）は、社会福祉法人薄光会（以下、「法人」という）の定款に定めたとおりの事業経営を行うにあたって、その所掌業務の範囲ならびに権限を具体的に明示し、なおかつ現実的な方向で問題処理にあたれるようにするとともに、組織が円滑に事業を遂行できるようにするために定款の補足をかねて定める。

第 2 章 法人組織

(相談役に関する事項)

第 2 条 この法人に、名誉職として相談役 1 名を置くことができる。

2. 相談役は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得た上で理事長が推戴する。任期は、推戴した理事長の任期と同じとする。
3. 相談役は、この法人の業務に関し必要な助言を行うことができる。ただし、業務の執行にかかわる権限を有しない。

(理事長の互選)

第 3 条 法人定款第 5 条第 2 項に規定する理事長選出のための互選は、投票によるものとする。

2. 前項に規定する投票により、過半数の票を得た者が理事長に選出される。ただし、過半数の票を得た者がいない場合には、上位 2 者をもって再度投票をし、得票数の多い者を理事長に選出するものとする。

(副理事長・専務理事・常務理事に関する事項)

第 4 条 法人定款第 10 条第 1 項に規定する理事長の職務を代理する理事は、順次に、副理事長、専務理事、常務理事とする。

2. 副理事長、専務理事、常務理事は、理事長があらかじめこれを選任する。ただし、常務理事は、これを置かないことができる。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、円滑な理事会運営にあたる。
4. 専務理事、常務理事は、副理事長とともに理事長を補佐し、また、法人事務局の業務を監督し、統轄する。

(法人事務局および事務局長等に関する事項)

第 5 条 法人本部の事務全般を遂行するために法人事務局を設ける。法人事務局は、専務理事および常務理事が統轄する。

2. 法人事務局に事務実務責任者として事務局長を置く。ほかに必要に応じて事務実務遂行者として事務員を置くことができる。事務局長ならびに事務員は、理事長がこれを任免する。ただし、事務員については、法人事務局が置かれている施設・事業所に所属する事務員が兼務することができる。
3. 事務局長は、直接出納業務をしてはならない。

(事務局の分掌事務)

第6条 事務局の分掌事務は次の通りとする。

- (1) 理事会および評議員会に関すること
- (2) 経営会議に関すること
- (3) 諸規程の整備に関すること
- (4) 不動産の取得、管理および処分に関すること
- (5) 資金の管理、調達および返済に関すること
- (6) 登記に関すること
- (7) 重要な職員人事に関すること
- (8) 事業計画および予算に関すること
- (9) 事業報告および決算に関すること
- (10) 会計に関すること
- (11) 現状の報告に関すること
- (12) 許認可等各種申請に関すること
- (13) 目的事業の進行管理に関すること
- (14) 不動産の賃貸借契約に関すること（駐車場等軽微なものを除く）
- (15) 業務に関わる損害保険加入に関すること（ボランティア保険等軽微なものを除く）
- (16) 印鑑証明書または実印が必要な各種取引
- (17) その他、理事長が指示した事項に関すること

（理事長が常駐しない場合の法人本部の業務執行）

第7条 理事長が常駐しない場合の法人本部の業務執行は、理事長が指名した理事が執行役員として、理事長から与えられた権限のもとで担うこととする。また、法人経営に必要な職務として理事長から任命を受けた者、施設長（管理者）・主幹等で理事長から権限や責任を分掌されたものも協力して法人本部業務を遂行するものとする。

（主幹に関する事項）

第8条 本細則第34条第3項に規定する「施設長（管理者）」を補佐するとともに、法人の運営する各施設の内部監査機能を相互に高めることを目的として、「主幹」職を置くことができる。

2. 施設長（管理者）退任後に主幹職に就任する場合は、前項に規定する目的のほか、人材の育成を主たる任務として就任するものとする。

（経営会議に関する事項）

第9条 法人本部に経営会議を設ける。

2. 経営会議は、法人定款に定める事業経営に関する事案全般について協議し、本細則第32条に規定する理事長専決事項の決定にあたっての重要な補佐をするとともに、それを越える事項に関しては、理事会に対して意見具申ならびに議案を提出すること、あるいは、本細則第33条に規定する施設長専決事項に対しての道筋ならびに枠組みを決定することで、各施設間の調整と合意を図ることなどを責務として開かれる。
3. 理事長は、理事会に対して議案を提出するに際して、または本細則第32条に規定する理事長専決事項の執行にあたっては、前項に規定する経営会議において必要かつ十分な理解と賛同を得なければならない。ただし、本細則第32条（4）のウに規定する事項を除く。
4. 各施設・事業所の施設長（管理者）は、本細則第33条に規定する施設長専決事項の執行にあたっては、第2項に規定する経営会議において必要かつ十分な理解と賛同を得なければならない。

い。

5. 経営会議は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事、各事業所の施設長（管理者）、および事務局長、ならびに理事長が選任した者により構成される。
6. 前項の経営会議構成員は、理事長の任期が始まるごとに改めて選任される。ただし、重任を妨げない。
7. 経営会議構成員は、それぞれ以下に示す必要な内容で職掌分担をする。
 - (1) 財務関係
 - (2) 人事関係
 - (3) 諸規程・法令関係・新規制度研究対応関係
 - (4) 危機管理関係
 - (5) 組織持続力関係
 - (6) 広報関係
 - (7) 事務全般
 - (8) その他必要な内容

（施設長会に関する事項）

第10条 法人本部の事務全般が適正に遂行できるように、また法人ならびに各施設・事業所を円滑にかつ一体的に運営させるための施設・事業所間の連絡・調整の打ち合わせ会という位置づけで、短い間隔で定期的に、施設長会を開くものとする。

2. 施設長会は、各施設・事業所の施設長（管理者）および本部事務の担当者ならびに施設長（管理者）が要請した者により構成される。
3. 施設長会の事案には、施設長専決事項についての相互確認や、早急に解決を迫られる事案に対する処置、懸案の事案への発案と提言、経営会議等議案の下段取りも含まれる。

（政策企画会議に関する事項）

第11条 法人本部に政策企画会議を設ける。

2. 政策企画会議は、『事業所運営に関わる課題』、『地域との協同に関わる課題』等を継続検討し、施設長会、経営会議に意見具申する会議とする。
3. 政策企画会議は、検討課題ごとに法人本部が指名した座長により運営される。
4. 政策企画会議は、座長が選任し、法人本部が承認した職員により構成される。
座長は、構成員を、主任主事に限らず選任できるものとし、必要に応じ理事や評議員、外部からの選任も可とする。
5. 政策企画会議は、開催ごとに議事録を作成し、討議内容を法人全体に周知し、法人本部の承認を得るものとする。
6. 政策企画会議は、法人本部の要請に基づいて、その都度の必要な役割を担った構成員が施設長会、経営会議に出席するものとする。
7. 政策企画会議は、継続検討した課題が経営会議において結論が得られた時点で散会とする。

（評議員会内小委員会等）

第12条 法人定款第13条に規定する評議員会内に必要に応じて、牽制監督すべき事項についての常設の小委員会を置くことができる。

2. 一定の期間継続して審議すべき事項についての臨時の小委員会を置くことができる。
3. 前項までに規定する小委員会の設置ならびに構成等は評議員会で決定するものとする。

第 3 章 理事会

(理事会議決事項)

第 1 3 条 理事会で決定すべき法人の業務事項は、別表のとおりとする。

(理事会報告事項)

第 1 4 条 理事会で報告すべき法人の業務事項は、法人定款第 1 1 条（監事監査）に規定する事項のほか、次の事項とする。

- (1) 監督官庁が実施した検査または調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (2) 法人定款第 9 条の規定により理事長が専決した事項のほか、本細則第 3 2 条の（4）のウに規定する緊急災害等に対する処置の経緯等
- (3) 施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項
- (4) 法人の業務に関する重要事項
- (5) 永年勤続表彰予定者
- (6) その他役員から報告を求められた事項

(理事会の招集)

第 1 5 条 理事長は、理事会を開催するときは、招集日の 7 日前までに、提出議案書および報告案件書を添付した理事会開催通知を各理事に送付するものとする。

(関係者の出席)

第 1 6 条 議長は、必要あるときは職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第 1 7 条 法人定款第 9 条第 9 項の規定に基づき、議事録署名人が作成する議事録に関して、議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過および結果を記録させることができる。

2. 議事録は、提出議案書および報告案件書を添付して保存するものとする。

(欠席理事への報告)

第 1 8 条 理事長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要および議決結果を記録した書面を理事会終了後 1 4 日以内に送付するものとする。

第 4 章 監 事

(監査の実施)

第 1 9 条 法人定款第 1 1 条に規定する監事の決算監査は、事業報告書、財務諸表、附属明細書および財産目録作成後速やかに実施するものとする。

2. 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の経営および事業の実施状況について、随時必要な時期に監査を実施することができる。
3. 監事は前 2 項の監査を実施するときは、あらかじめ監査事項を定めておくものとする。

第 5 章 役員を選任

(選任手続き)

第20条 理事長は、役員任期満了直前の評議員会までに、次期役員となるべき候補者を選考しなければならない。その際には、その候補者について、経営会議に諮問し、答申を得なければならない。

2. 理事長が選考する次期役員となるべき候補者には、利用者の権利擁護の立場から各施設・事業所の利用者の保護者または家族等関係者が各々1名以上ずつ選考されるよう配慮し、努力しなければならない。
3. 理事長は、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に身分証明書、宣誓書、および履歴書を徴するものとする。
4. 理事長は、評議員会の同意を得た上で、選任された役員に対し委嘱状を交付するものとする。
5. 委嘱状を交付された役員は、14日以内に就任承諾書を理事長宛に提出しなければならない。

(中途退任)

第21条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第22条 役員欠員補充については、本細則第19条の規定を準用する。

(役員名簿)

第23条 理事長は、役員選任後速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておかななければならない。

第6章 評議員会

(評議員会審議事項)

第24条 評議員会の審議事項は、別表のとおりとする。

(評議員会の招集)

第25条 法人定款第13条に規定する評議員会を開催するときは、理事長は招集日の7日前までに、提出議案書および報告案件書を添付した評議員会開催通知を各評議員に送付するものとする。

(関係者の出席)

第26条 議長は、必要あるときは職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第27条 法人定款第13条第9項の規定に基づき、議事録署名人が作成する議事録に関して、議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に評議員会の議事の経過および結果を記録させることができる。

2. 議事録は、提出議案書および報告案件書を添付して保存するものとする。

(欠席評議員への報告)

第28条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要および議決結果を記録した書面を評議員会終了後14日以内に送付するものとする。

(評議員の選任手続き)

第29条 理事長は、評議員の任期満了直前の理事会までに、次期評議員となるべき候補者を選考しなければならない。その際には、その候補者について、経営会議に諮問し、答申を得なければならない。

2. 理事長は、理事会の同意を得た上で、選任された役員に対し委嘱状を交付するものとする。
3. 委嘱状を交付された評議員は、14日以内に就任承諾書を理事長宛に提出しなければならない。

(中途退任)

第30条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第31条 評議員の欠員補充については、本細則第29条の規定を準用する。

第7章 事務の専決

(理事長専決事項)

第32条 定款第9条に規定する「日常の業務として理事会が定めるもの」については、以下の事項およびそれに準ずる事項である。

- (1) 職員（施設長（管理者）の任免等の重要な人事および契約職員を除く）の任免に関すること
- (2) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別な理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- (3) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (4) 工事または製造の請負、設備・備品その他、物品納入の契約のうち、次のような範囲のもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等物品の購入については、100万円以上160万円未満の契約

イ 工事または製造の請負については、100万円以上250万円未満の契約

ウ 災害時の緊急避難的工事および緊急を要する物品の購入、ならびに防災安全対策等予防的措置に係る物品の購入で緊急を要するもの

当該事項については、上記ア、イに準じる。ただし、必要かつやむを得ないと判断される範囲内においては規定の額を超えてもさしつかえない。この場合には、理事会に対して当該経緯を速やかに報告しなければならない。

- (5) 基本財産以外の固定資産の取得および改良等のための支出で、予算計上されていない1件160万円未満のもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- (6) 運用財産（土地、建物および補助事業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により不要となった物品、または修理を加えても使用に堪えないと認められる取得価額が1件500万円未満のもの処分に関すること

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- (7) 予算上の予備費の支出
- (8) 大区分内における中区分科目相互間の予算の流用
- (9) 金融機関との取引の開始または解約、金融機関の名義人の代理に関する事
- (10) 寄附金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- (11) 公職や諸団体の要職への就任を要請された場合の許可に関する事
- (12) 役員および施設長（管理者）の出張命令および復命に関する事
- (13) 役員および施設長（管理者）の服務に関する諸願いの許可または承認に関する事
- (14) 役員および施設長（管理者）の家族・住宅手当、通勤手当等の認定および支給額の決定に関する事
- (15) 職員の昇給・昇格に関する事
- (16) 協力病院、嘱託医契約およびこれらに準ずる事項
- (17) 各種証明書の発行に関する事（定例または軽易な事項は除く）
- (18) 行政官庁からの照会に関する事（定例または軽易な事項は除く）

（施設長専決事項）

第33条 施設長が専決することのできる事項は、次の事項とする。

- (1) 所属職員の職務分掌、勤務体制および福利厚生に関する事
- (2) 所属職員の出張命令および復命に関する事
- (3) 所属職員の時間外勤務命令および休日勤務命令に関する事
- (4) 所属職員の服務に関する諸願いの許可または承認に関する事
- (5) 契約職員の任免に関する事
- (6) 所属職員の家族・住宅手当、通勤手当等の認定および支給額の決定に関する事
- (7) 人件費および福利厚生費に関する予算の執行ならびに予算計上されている予定価額が1件100万円未満の契約を締結すること
- (8) 収入（寄附金を除く）事務に関する事
- (9) 利用者預かり金の管理に関する事
- (10) 各種証明書の発行に関する事（定例または軽易な事項に限る）
- (11) 行政官庁からの照会に関する事（定例または軽易な事項に限る）
- (12) その他定例または軽易な事項

第8章 その他の事項

（職員に関する事項）

第34条 施設職員は、法令および施設予算（障害福祉サービス等事業収入・介護保険事業収入など）に照らして、優秀な人材をできるだけ多く採用し、事業目的にそって配置することとする。

2. 配置職員の職種としては以下のとおりである。

- (1) サービス管理責任者

- (2) 介護支援専門員（ケアマネージャー）
- (3) 相談支援専門員
- (4) 生活相談員
- (5) 生活支援員
- (6) 作業（職業）指導員
- (7) 特別養護老人ホーム介護職
- (8) 児童指導員
- (9) 保育士
- (10) 看護職
- (11) 栄養士
- (12) 調理師、調理員
- (13) 世話人
- (14) 介助員
- (15) 事務員
- (16) 非常勤職員として医師（嘱託医、産業医）
- (17) その他必要に応じた職務に従事する職員

3. 管理職・指導職としては、以下のとおりである。

施設長（管理者）、主幹、事務長、次長、主任、主事、主事補

（予算編成・執行・決算・固定資産の管理等会計業務に関する事項）

第35条 予算編成に当たっては、理事長より任命された統括会計責任者の監督のもと、同様に理事長より任命された予算管理責任者が作成する予算原案に基づいて理事長が予算を編成し、理事会に提出するものとする。

2. 拠点区分の予算は、各拠点区分予算管理責任者が原案を作成し、これにそって理事長は、予算編成をするものとする。
3. 予算執行にともなう会計処理業務およびその他の会計業務は、統括会計責任者の監督のもと、各会計責任者が出納職員を指揮監督して行う。
4. 決算に係る会計処理業務は、統括会計責任者の監督のもと、各会計責任者が出納職員を指揮監督して行い、作成された財務諸表を理事長が理事会に提出するものとする。
5. 固定資産の管理については、理事長より任命された固定資産管理責任者が統括会計責任者の監督のもと、管理するものとする。

（新規利用者等の選考および援助・介護に関する事項）

第36条 新規利用者については、利用申し込み順を基本とする。ただし、家庭の事情や利用者の状態を考慮の上で、重度者・重症者を優先するものとする。援助・介護にあたっては重度者・重症者や行動障害を持つ者、重複障害を持つ者等の援助・介護を最重要課題として取り組むこととする。

（諸規程の制定に関する事項）

第37条 法人ならびに事業所の運営にあたっては、下記のとおり諸規程を定める。

- (1) 法人運営管理規程
- (2) 公印取扱規程
- (3) 経理規程

- (4) 正規職員就業規則ならびに契約職員就業規則
- (5) 正規職員給与規程
- (6) 旅費規程
- (7) 職員服務規程ならびに懲罰規程
- (8) 苦情解決に関する規程
- (9) 「育児休業、育児のための深夜業の制限および育児短時間勤務に関する規則」「介護休業、介護のための深夜業の制限および介護短時間勤務に関する規則」「母性健康管理規則」に関する規則
- (10) 個人情報に関する基本規則
- (11) 公益通報者保護に関する規程
- (12) 表彰規程
- (13) 役員報酬に関する定め
- (14) 嘱託に関する規程
- (15) 公用車安全運転管理規程
- (16) 通勤私有車管理規程
- (17) 利用者預り金管理規程
- (18) 各事業所の運営規程
- (19) その他新に必要とする諸規程等

第 9 章 本細則の改定

(本細則の改定)

第 3 8 条 本細則を改定しようとするときは、定款第 3 2 条の規定に準じて理事総数の 3 分の 2 の同意を必要とする。

(附 則)

- この定款細則は、設立時の理事会で承認され制定。昭和 5 4 年 1 1 月 1 1 日施行される。
- 2. この定款細則は、昭和 6 2 年 1 0 月 3 日第 4 9 理事会で審議承認されて改定施行される。
 - 3. この定款細則は、平成 4 年 6 月 2 7 日第 8 7 理事会で審議承認されて改定施行される。
 - 4. この定款細則は、平成 9 年 3 月 2 3 日第 1 1 7 理事会で審議承認されて改定施行される。
 - 5. この定款細則は、平成 1 0 年 1 1 月 2 9 日第 1 2 4 理事会で審議承認されて改定施行される。
 - 6. この定款細則は、平成 1 3 年 1 1 月 2 5 日第 1 4 2 理事会で審議承認されて改定施行される。
 - 7. この定款細則は、平成 1 4 年 5 月 1 9 日第 1 4 3 理事会で審議承認されて改定施行される。
 - 8. この定款細則は、平成 1 5 年 9 月 1 4 日第 1 5 2 理事会で審議承認されて改定施行される。
 - 9. この定款細則は、平成 1 5 年 1 0 月 2 6 日第 1 5 4 理事会で審議承認されて改定施行される。
 - 1 0. この定款細則は、平成 1 6 年 3 月 2 1 日第 1 5 7 理事会で審議承認されて改定施行される。
 - 1 1. この定款細則は、平成 1 6 年 9 月 2 6 日第 1 5 9 理事会で審議承認されて改定施行される。
 - 1 2. この定款細則は、平成 1 9 年 2 月 2 5 日第 1 7 5 理事会で審議承認されて改定施行される。
 - 1 3. この定款細則は、平成 2 3 年 2 月 2 7 日第 2 0 1 理事会で審議承認されて改定施行される。
 - 1 4. この定款細則は、平成 2 3 年 1 0 月 2 9 日第 2 0 7 理事会で審議承認されて改定施行される。

15. この定款細則は、平成24年 2月26日第209理事会で審議承認されて改定施行される。
16. この定款細則は、平成25年 2月24日第222理事会で審議承認されて改定。4月1日施行される。
17. この定款細則は、平成26年 2月23日第226理事会で審議承認されて改定。4月1日施行される。
18. この定款細則は、平成27年 3月14日第237理事会で審議承認されて改定。4月1日施行される。

別表

理事会要議決・評議員会要審議事項一覧

議決事項・審議事項	理事会での要議決		評議員会での要審議	
	過半数 の議決	2/3以上 の議決	過半数 の議決	2/3以上 の議決
予算、事業計画		○	○	
事業報告及び決算	○		○	
補正予算	○		○	
積立金及び積立資産の取り崩し、積立金積立額及び取崩額の予算と決算での相違、積立金の目的外使用、積立金の欠損補填経費充当、必要な額以上の収支差額の発生	○		○	
大区分間の予算流用、予備費の計上	○		○	
基本財産等の取得、取崩し、処分に要する支出	○		○	
基本財産の処分または担保に供しようとするとき		○	○	
予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄		○	○	
定款の変更		○	○	
解散		○	○	
解散した場合の残余財産の帰属者の選定		○	○	
合併		○	○	
定款細則の変更		○	○	
法人運営に関する規則の制定及び変更	○		○	
理事長個人と利益相反する行為となる事項や双方代理となる事項の理事長職務の代理理事の選任	○		○	
施設長・主幹・事務局長の任免	○		○	
相談役の任免		○	○	
公益事業に関する事項		○	○	
法人長期基本計画	○		○	
社会福祉事業に係る許認可、その他の所轄庁等の許可を受ける事項	○		○	
金銭の借り入れ	○		○	
施設用財産に関する契約（250万円以上の工事または請負ならびに160万円以上の物品買い入れ）、その他主要な契約	○		○	
寄附金の募集に関する事項	○		○	
新たな事業の経営または受託	○		○	
役員報酬に関する事項	○		○	
役員を選任	—			○
評議員を選任	○		—	
その他法人業務に関する重要事項	○		○	